

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」の改正案  
に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方
意見1 フレッツ光ライトをスタックテストの検証対象に含めることに賛成。	考え方1
<p>○ 検証区分へのフレッツ光ライトの追加 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「N TT東西」とする)殿の提供するサービスメニュー構成とスタックテストの主旨を踏まえ、検証区分にフレッツ光ライトを追加することは必要な対応と考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>○ 今回、接続料を設定する事業者が実施するスタックテストの検証区分に「フレッツ光ライト」を加えることは、加入光ファイバ接続料算定にあたってのコストの適正性を検証可能とし、公正競争条件の確保をすることによって、ブロードバンド普及促進につながるものと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ このたびは、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下、「スタックテストガイドライン」という。)改正案に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。 1.「フレッツ光ライト」の追加について 今回のスタックテストガイドラインの改正において、スタックテストの対象に、「フレッツ光ライト」を追加し、その接続料水準について検証を行うことは適切と考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 本ガイドライン改正案に対する賛成の御意見として承る。</p>
意見2 総務省がフレッツ光ライトのスタックテストを実施するに当たって、従量制である点を考慮した検証を行う必要があり、検証プロセスの透明	考え方2

<p>性を確保した情報の公開を要望する。</p> <p>○ 総務省殿が実施するフレッツ光ライトのスタックテストにおいては、利用者料金が二段階定額であり、基本料である固定料金部分と利用量に応じた従量料金部分から構成されることから、接続料についてもアクセス網とコア網の原価構造を考慮した上で固定費及びトラヒック量に依存する変動費を用いた比較を行っていただくことにより、二段階定額の特性に即した検証になると考えます。その際、下限料金額と固定費の比較による接続料金の適正性を確認することも必要と考えます。</p> <p>また、利用者料金が変動するメニューであることや比較的使用頻度の低い利用者が選択するメニューと想定されるため、傾向を把握するためにも単年度ではなく複数年度にわたって経時的な検証をすべきと考えます。</p> <p>加えて、検証結果の公開にあたっては、要件を満たすか否かの情報(具体的には、○/×のみの開示)だけでなく、検証に使用した利用者料金及び接続料の算定方法を公開していただく等、検証プロセスの透明性を確保した情報公開を行っていただくことを要望します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 従量制定額メニューであるフレッツ光ライトの利用者料金は二段階定額であり、実際の利用者料金は利用実績に応じることとなるため、利用者ごとに異なることから、総務省が実施するスタックテストにおいては、できる限り実際の利用者料金に即したデータを用いて比較を行うことが適当である。</p> <p>なお、スタックテストガイドライン(以下「ガイドライン」という。)においては、「初年度だけでは接続料水準の妥当性について十分に判断できないと認められる場合、需要等の傾向が一定程度見られるようになるまでの複数年にわたり、検証を実施する」とされており、フレッツ光ライトについても、需要の傾向を引き続き注視していく必要があることから、複数年にわたり検証を実施することが適当である。</p> <p>○ ガイドラインにおいては、スタックテストの透明性を確保するため、検証結果については、当該結果が接続料設定事業者の経営情報に該当する場合には、当該結果が接続料設定事業者の経営情報に該当する旨規定されている。総務省が実施するスタックテストについては、サービスメニューごとに実施していることから、NTT 東西の設備構成を想起させる情報など経営情報に該当する情報を非公開としているところである。</p> <p>総務省としては、このようなガイドラインの趣旨にのっとり、透明性の確保に向けて、引き続き適切な対応を進めて参りたい。</p>
<p>意見3 フレッツ光ライトの利用者料金は、ONU利用料が含まれているため、接続料と利用者料金を比較するに当たり、利用者料金からONU利用料を控除すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ ただし、フレッツ光ライトのユーザ料金は、B フレッツ、フレッツ光ネクストとは異なり、回線終端装置(以下、「ONU」という。)利用料金(税込み945 円/月)が含まれた設定となっています。スタックテストは、接続料と利用者料金について比較し、接続料の水準が不当でないことを確認するために実施されているものであるため、接続料化されていない ONU 利用料金分については控除した上で検証を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準が不当な競争を引き起こさないものであることを、利用者料金との関係において検証するものであることから、接続料が設定されていない ONU については、検証の対象とはしていない。</p>

<p>意見4 フレッツ光ライトについては、フレッツ光ネクストの料金プランの多様化に過ぎないため、スタックテストの検証区分に追加すべきでない。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 上記に加え、フレッツ光ライトについては、フレッツ光ネクストと設備構成やサービスの機能が同等であり、料金プランの多様化に過ぎないことから、現行ガイドラインに示されている「検証区分は、サービスの代替性やサービスを提供する際に利用する機能の差異を考慮して設定する」という考え方に照らし合わせても、スタックテストの検証区分として追加すべきでないと考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ フレッツ光ネクストとフレッツ光ライトの利用者料金が異なることや、サービス開始後間もないこと等を踏まえると、ユーザの今後の利用動向等を注視した上で、サービスの代替性について勘案する必要があるため、フレッツ光ネクストと設備構成やサービスの機能が同等であることのみをもって、スタックテストの検証区分として追加する必要がないとまではいえない。</p> <p>フレッツ光ネクストと同等の設備を用いて提供される従量制定額メニューは NTT 東西のフレッツ光ライトのみであり、現時点においては、サービス開始後間もないため、フレッツ光ライトの料金体系との比較における接続料水準が競争環境に与える影響を正確に把握することが困難である。このことから、今後の十分な検証に資するためにも、フレッツ光ネクストに係る接続料に加え、フレッツ光ライトに係る接続料についても、スタックテストの検証区分に含めることが適当である。</p>
<p>意見5 FTTH等のブロードバンドサービスについては、既に熾烈な設備ベースの競争が進んでおり、利用者料金は市場で決定されるため、その全てをスタックテストの検証区分から除外すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 今回のガイドライン改正案において、スタックテストの検証区分にフレッツ光ライトが追加されていますが、そもそも、スタックテストによる検証対象として掲げられているFTTH等のブロードバンドサービスについては、既に熾烈な設備ベースの競争が繰り広げられており、NTT東西も、競合事業者に対抗しうるユーザ料金を設定せざるを得ず、ユーザ料金は市場で決定されている状況にあります。</p> <p>こうした中、仮にスタックテストを満たさないことを理由に現実のコスト以下での接続料の設定が強制されるとすれば、NTT東西に接続事業者の事業に係る投資リスクを負わせることとなる一方、接続事業者は自らの事業に係るリスクを負わずに済むこととなり、競争中立的でないばかりか、健全な設備競争の芽を摘むことになると考えます。</p> <p>したがって、FTTH等のブロードバンドサービスについては、全てスタックテストの検証対象から除外すべきであると考えます。</p>	<p>○ 電力系事業者等による加入光ファイバの設備構築によって、FTTH市場における設備ベースの競争は一定程度進んでいるが、NTT東西の回線数シェア(平成23年度末)は、加入光ファイバについては 77.3%、メタル回線を含んだ全回線については85.3%、であり、自前で設備構築を行わない競争事業者にとっては、FTTH等のブロードバンドサービスの提供を行うに当たり、依然としてNTT東西のアクセス回線と接続する必要性が高い状況にある。</p> <p>このため、FTTH サービス市場における公正な競争環境を確保する観点から、当該サービスに係る接続料の水準が接続料を設定する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであることを確認する必要があり、FTTH等のブロードバンドサービスについては、引き続きスタックテストの検証区分に含めることが適当である。</p> <p>なお、スタックテストの要件が満たされない場合であっても、直ちに接</p>

(NTT 東西)	<p>続料を是正するための措置が講じられるものではなく、接続料設定事業者から合理的な根拠が提示された場合は、スタックテストの観点からは妥当と判断されるものである。</p>
<p>意見6 Bフレッツ、フレッツADSL及びフレッツISDN等については、対応する接続機能の利用実績がないため、スタックテストの検証対象から除外すべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ さらに、現在スタックテストの対象となっている検証区分に対応する主要な接続料のうち、Bフレッツ、フレッツADSL、フレッツISDNに対応する「ルーティング伝送機能」、フレッツ光ネクスト、フレッツ光ライトに対応する「収容局接続機能」、ビジネスイーサワイドに対応する「イーサネットフレーム伝送機能」については、接続料を設定してきたものの、接続事業者による利用実績は皆無であり、これら接続料を検証する意義は乏しいことから、少なくとも、これらサービスについては、スタックテストの検証対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ Bフレッツ、フレッツADSL及びフレッツISDNについては、需要は減少しているものの依然多くの利用者があることや、特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(地域IP網の収容局接続機能)については接続事業者の利用がないものの、アクセス回線部分に係る接続機能については、依然として多くの接続事業者が利用していることを踏まえると、引き続きスタックテストの検証区分に含めることが適当である。</p> <p>フレッツ光ネクスト及びフレッツ光ライトについては、需要が上昇傾向にあることや、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(NGNの収容局接続機能)については接続事業者の利用がないものの、アクセス回線の加入光ファイバ部分に係る接続機能については、今後も接続事業者の利用が増加することを想定すると、引き続きスタックテストの検証区分に含めることが適当である。</p> <p>ビジネスイーサワイドについては、需要が今後拡大することが想定されることや、イーサネットフレーム伝送機能(イーサネット接続機能)についての現時点における接続事業者の利用がないものの、接続事業者からの接続要望があることを踏まえると、引き続きスタックテストの検証区分に含めることが適当である。</p>
<p>意見7 ひかり電話のユーザ料金の原価には NTT 東西が接続事業者に支払う接続料も含まれているため、接続事業者の接続料を是正対象としないのであれば、スタックテストを行う意義は乏しいことから、ひかり電話をスタックテストの検証対象から除外すべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ また、ひかり電話の場合、その原価には、NTT東西の接続料に加え、接続事業者に支払う接続料も含まれているところですが、競争事業者との熾烈な競争が続く中、市場で決定されるユーザ料金が、仮にそれら接続料の合計額を下回る場合に、NTT東西の接続料だけでなく、接続</p>	<p>○ スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準が不当なものでないことを確認するために、接続料と利用者料金の関係について検証を行うものであり、接続事業者の設定する接続料の水準の検証を目的とするものではない。</p>

<p>事業者の接続料も是正対象としなければ、スタックテストを行う意義は乏しいものと考えます。したがって、NTT東西の接続料だけでなく、接続事業者の接続料をも是正対象に含めるか、或いは、接続事業者の接続料を是正対象に含めることができないのであれば、ひかり電話については、スタックテストの検証対象から除外すべきであると考えます。 (NTT 東西)</p>	<p>なお、ひかり電話のスタックテストに当たっては、利用者料金との比較に当たり、NTT 東西が接続事業者に支払う接続料についてもその原価に含めた上で検証を行うことが必要である。</p> <p>この際、スタックテストの要件が満たされない場合であっても、直ちに接続料を是正するための措置が講じられるものではなく、接続料設定事業者から合理的な根拠が提示された場合は、スタックテストの観点からは妥当と判断されるものである。</p> <p>例えば、NTT東西が接続事業者に支払う接続料に起因して、スタックテストの要件が満たされない場合であって、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準が不当でないことが確認できる場合には、NTT 東西の接続料を是正するための措置が講じられるものではないと考えられる。</p>
<p>意見8 マイグレーションが進行している現状において、専用線等のレガシー系サービスに係る接続料は上昇傾向にあることや、特にルーラル地域では代替手段がないため、依然としてレガシー系サービスに頼らざるをえないことから、こうしたレガシー系サービスをスタックテストの検証対象に追加し、接続料コストの適正性を検証することが重要。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ なお、これまでのスタックテストは需要が拡大傾向にあるサービスを対象に検証されてきましたが、マイグレーションが進行している現状において、専用線等のレガシー系サービスは需要の減少に伴って接続料が上昇する構造にあり、利用者料金に及ぼす影響の度合いが高くなっています。</p> <p>特にルーラル地域等のエリアにおいては専用線等のレガシー系サービスに代わる代替手段がないことから、依然としてレガシー系サービスに頼らざるを得ず、利用者配慮の観点からも市場環境の変化に合わせて検証対象範囲の見直しを実施し、接続料コストの適正性を検証することが重要と考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 2.スタックテストの制度について (1)スタックテストの対象について</p>	<p>○ 専用サービスについては、利用者の影響に及ぼす度合いが低くなったことを理由に特定電気通信役務の対象から外れたこと等を踏まえ、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下したと考えられることから、スタックテストの対象から外された経緯がある。</p> <p>他方、スタックテストは、接続料の妥当性を多角的に検証する観点から行われるものであり、改めて接続料水準の妥当性を判断する必要性が確認される場合には、必要に応じその検証対象の見直しを行うことが適当である。</p> <p>なお、マイグレーションの進展等に伴い、需要が減少傾向にあるレガシー系サービスについては、接続料自体の認可に当たり、総務省においてその算定根拠を審査するとともに、意見招請手続や審議会における審議等の公開された手続を通じ、接続料に係る適正性の確保を行っているところである。</p>

<p>現在、接続政策委員会において、平成 25 年度以降の PSTN 接続料について、今後 PSTN から IP 網へのマイグレーションが本格化し、需要減少に伴い接続料の上昇が懸念されることから、プライシングによる接続料の補正を行う方向で議論がなされています。</p> <p>しかしながら、同様にマイグレーションに伴い需要減少が予測されているドライカップについては、現在、マイグレーションを考慮した料金政策が十分に採られているとは言えず、今後、更なる接続料の上昇が懸念されます。ドライカップについては、現在、総務省殿が実施するスタックテストの検証対象には該当していませんが、公正な競争環境確保のため、検証対象とし、注視していくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見9 スタックテストの要件が満たされない場合に、料金設定事業者から提示される合理的な論拠について、合理的と判断するための基準を明確にすべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ (3)要件を満たさない場合の措置について</p> <p>本ガイドラインにおいて、検証の結果要件を満たさない場合は、「その論拠が合理的であると認められない場合」、当該接続料を是正するために所要の措置を講ずるとされています。</p> <p>例えば、需要減に伴う接続料上昇により、要件を満たさなくなった場合、公正な競争環境の確保という観点からは、接続料の是正措置がとられてしかるべきと考えますが、どのような場合に、「論拠が合理的である」と判断がなされるのか、現時点で明確になっていません。</p> <p>総務省殿においては、今後、マイグレーションの進展に伴いスタックテストの要件を満たさないケースが増加するであろうことを前提に、どのような論拠であれば合理的と判断するかを明確に示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ ガイドラインにおいて、スタックテストの要件を満たさないサービスについては、総務省において接続料設定事業者に対し、接続料水準が妥当であるにもかかわらず当該要件を満たさないことについて論拠の提示を求めることとしているが、論拠の合理性については、接続料の異なるサービスごとに個別具体的に判断することが適当である。</p> <p>なお、需要の衰退期にある公衆電話、番号案内及び接続料の一部が長期増分費用方式により算定されている加入電話・ISDN通話料については、スタックテストの要件を満たさない場合であっても、必ずしも接続料水準が不当であるとは認められないことから、論拠の提示を求めない旨規定している。</p>
<p>意見10 総務省が実施するスタックテストについて、検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を含め情報を公開すべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ (4)総務省殿が実施するスタックテストに係る情報公開について</p> <p>総務省殿が実施するスタックテストについては、現在、検証区分ごとに要件を満たしているか否かの情報のみの公開にとどまっており、接続</p>	<p>○ 考え方2の後段に同じ。</p>

<p>事業者はその結果の妥当性を検証することはできません。</p> <p>例えば、シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1 芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されますが、現在公開される情報では、1 芯あたりの利用芯線数に仮想的な数値を用いているのか、または実績の数値を利用しているのかということさえ接続事業者はわからず、検証結果について評価をすることができません。</p> <p>総務省殿が実施するスタックテストにおいては、少なくとも、検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を含め、事業者の検証に資する情報を公開し、スタックテストの透明性を向上させるべきと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 11 営業費の基準値を20%に設定するに当たり、営業費に含める費用の範囲の見直しや最新の実績値を用いて算定すべき。</p>	<p>考え方 11</p>
<p>○ (2)営業費の基準値について</p> <p>スタックテストの検証における営業費の基準値は、NTT 東西殿の電気通信事業会計における電気通信事業収益(電報収入を除く。)の対営業費(顧客営業、販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るものを除く。)比率が 20%弱(01~05 年度の平均値)であることから、現在、利用者料金収入の 20%とされています。</p> <p>しかしながら、接続料水準が当該接続料を設定する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないための検証、というスタックテストの趣旨からは、基準値を設定するにあたって、当該サービスに係る全体の営業費を考慮すべきであり、「顧客営業」、「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」、「宣伝」、「企画」の費用に関しても営業費に含めた上で検証を行うべきと考えます。</p> <p>また、基準値設定の際の目安とされている NTT 東西殿の実績値について、01 年度~05 年度の平均値が未だに使用されている点についても、より実態に即した検証を行うため、可能な限り最新のデータを使用すべきと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ スタックテストにおいて妥当性を検証する営業費相当分の算定については、平成 19 年3月 30 日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備」において、「営業費は、基本的に各事業者が、競争状況、販売予測、コスト回収期間等を総合的に勘案して決定するものであり、特にサービスの立ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することがあり得る。したがって、当該営業費相当分の検証に当たり、これに販売促進費など顧客獲得に係る費用を含めることは適当ではない」との考え方が示されている。</p> <p>また、平成 20 年に NGN の商用サービスが開始されてから、NTT 東西はフレッツ光ネクストのサービス提供を順次拡大してきており、平成 23 年からフレッツ光ライトの新規提供が開始されたことを踏まえると、NGN に関連したサービス提供に当たり、販売促進費等の顧客獲得に係る費用を短期的な収支にとらわれず営業費として支出する可能性がある点については、現時点においても上記答申で言及されている点と特段の変化が生じているとはいえない。</p> <p>よって、スタックテストにおける営業費の基準値の設定に当たり、販売促進費等は引き続き営業費に含まないことが適当である。</p>

<p>○ 営業費における販売促進費の扱い</p> <p>近年、「フレッツ光ネクスト」や「フレッツ光ライト」等のFTTHサービスを中心に、NTT東西殿が月額料金のキャッシュバックキャンペーン等を組み合わせて提供することが定常化しております。しかしながら、現状のスタックテストでは営業費に「顧客獲得に要する費用(販売促進費等)」が含まれないため、検証対象となる利用者料金が市場実態と乖離する面があり、結果として、接続料がNTT東西殿と接続事業者間で不当な競争を引き起こす水準にあるか適切に判断することが難しいと考えます。</p> <p>従って、スタックテストをより市場実態を捉えた検証の仕組みとすべく、営業費の対象には販売促進費を含めるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>なお、営業費の基準値に用いる比率を更新する点については、従来の状況から特段の変化が生じているとまではいえないが、今後、会計データの把握方法等を見直す場合には、必要に応じ検討を行う。</p>
<p>意見12 スタックテストの結果は何に活かすものか。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ まず、「本検証は利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない。」という一文から国民のために検討しようとしているテストでも何でもないことが分かる。この程度の料金が妥当かどうかは、各通信事業者の経営指標である貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を見れば一目瞭然であり、わざわざテストを行うこと自体、税金の無駄使いとしか思えない。さらに本テストの結果を何に生かすのかの記載がまったく無いことから、現状把握のツールを作る狙いしか見えず、これを国家の省庁がやっているのを見ると、他にやることがあるだろうと一国民として怒りを禁じえない。なぜこのタイミングでこのようなことを行うかも分からないテストをやるお金と時間があるなら被災者救援に回していただきたいと考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準が不当な競争を引き起こさないものであることを、利用者料金との関係において検証し、電気通信市場における公正な競争環境を確保するために行うものである。</p>
<p>意見13 その他</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 電気料金を上げるべきではないと思う。まずは内部で削減できることを削減して、株主にも負担してもらいなりして料金を可能な限り現状維持すべき。電気という生活必需品の価格を上げるというのは、不景気な世間に求めているとはいけないと思う。夏に電気料金を上げて、クーラーがつけられなくなる年金暮らしのお年寄りをいじめるような行為があってはならな</p>	<p>○ 今回のガイドラインの改正は、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準が不当な競争を引き起こさないものであることを、電気通信サービスに係る利用者料金との関係において検証するために行うものであり、電気料金の値上げ等、電気に関係するものではない。</p>

<p>いと思う。料金が上がらないのを期待する。 (個人)</p> <p>○ 値上げは反対です。今、消費税増税など格差を拡大するようなことしか政府は行ってないと感じます。そこで電気料金まで上げたら格差がさらに広がり日本は終わると思います。そんな一部の利益の為に日本を潰して欲しくないです。もっと考え方を改めて欲しいです。原発に対しても…。 (個人)</p>	
---	--